

揖斐川町地域包括支援センターからのお知らせです

『成年後見制度』に関する 相談支援を行っています

近年、高齢化が進み、高齢者世帯が増加する中で、高齢者の方の判断能力が低下していることを狙った振り込め詐欺や訪問販売が大きな問題となっています。このような消費者被害やトラブルを未然に防ぐために、成年後見制度を利用することも有効な手段の一つです。

☆成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度です。

成年後見制度は、次のように分けられます。

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがあります。
保佐	特に不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって、任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

※援助者は、必要に応じて、複数の人や法人を選任することもあります。

☆どのように利用すればいいの？

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に後見・保佐・補助の申立てを行うことが必要です。申立ては、原則として、本人が住んでいるところの家庭裁判所に行きます。申立てができるのは、本人、本人の家族の方などです。申立書の用紙は家庭裁判所に備えられています。また、申立書以外にも、住民票や申立て手数料などが必要となります。

揖斐川町地域包括支援センターにおいても、成年後見制度に関する相談支援を行っています。お困りのことがありましたら、お気軽に相談してください。

～お問合せ先～ 揖斐川町地域包括支援センター 電話：23 - 1341 場所：揖斐川町上南方193番地 (福祉総合支援センター内) ※旧揖斐川幼稚園の建物を活用しています。	※福祉総合支援センターは、 ・地域包括支援センター ・子育て支援センター ・揖斐川町社会福祉協議会 ・シルバー人材センター が入っている複合施設です。
--	--